

いては九二年末までの間に約四千八百名を削減する旨公表しております。また、九二年七月、今先生から御指摘がありました昨年の七月でございまが、第二段階、九三年から九五年において在日米軍については約七百名を削減するとの計画が発表されております。

ことしの三月四日にウイズナー国防次官、これは国務省の新しい国防次官でございますが、その承認公聴会において、今申し上げました計画について、第一段階の最終年において若干の変更があり得る旨は述べられております。しかしながら、以上の計画については、現時点のところまだ新政権のもとでも大きな変更はないと考えております。

○庄司中君 新しい政権の国防政策というの、トータルな話じゃまだでき上がりっていないだらうというふうに思います。

もう少し突っ込みまして、具体的な問題に入りますと、現在在日アメリカ軍が約四万五千人ぐらいいる。その半分以上が沖縄である。そして、沖縄の主力は第三海兵師団である。これが大体一万九千人ぐらいいるだらうというふうに言われております。つまり、沖縄の基地をとつてみると海兵師団が主力であります。

ところが、現在のアスピン国防長官、これが去年のたしか二月だと思いますけれども、下院の軍事委員長時代に研究報告を発表しました。軍縮の四つの選択肢といふものを発表しました。その中で、一番可能性のある軍縮案としまして、A、B、CのうちC案というのを提起いたしました。そして、そのC案によりますと、現在三個師団を減らすということです。こういう案も実は発表しているわけであります。そして、この三個師団のうち二個師団はアメリカ本土の太平洋側と大西洋側にいまして、第三海兵師団が沖縄にいるということだらうというふうに思います。

最近のアメリカの国防戦略といいますのは、前進基地に駐留させておくというよりも、紛争の起

きたところに集中的に向かっていくというふうな戦略をとつております。将来、軍縮が行われるとするが、第三海兵師団といいますか、アメリカの本土の二師団をそのままにしまして、沖縄の部分を減らす可能性があるんじやないか。下院軍事委員長時代の構想とか研究報告が、いわば同じ人間が国防長官をやっているわけですから、同じ思想がこれからも出てくるだらうというふうに考えられます。

ですから、今の段階ではどうなるということは確定できませんけれども、変わるべき可能性があるということはどうでしょうか。そういうふうにお感じになつていらつしやるでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

○説明員(鹿取克章君) 今先生の御指摘になりますアスピン現国防長官が、昨年二月にそういう提案をしております。その中で、A、B、C、Dという四つのオプションを提案しております。その三つのオプションの中において、海兵師団については三から二に減らすという案が出ていることは御指摘のとおりでございます。しかししながら、以上のオプションは特定の師団の改廢について必ずしも述べたものではなくて、また沖縄の海兵隊を縮小させるという具体的な削減計画でもございません。したがつて、今後どうなるかということについてはまさにアメリカの国防政策を今後とも見ていかなければならぬと思います。

そこで、これまでの動向を見てみますと、先生御指摘の新アジア・太平洋戦略におきましては、いわゆる九〇年から九二年の間、この間沖縄における海兵隊については約三千五百名が削減されております。第二段階以降のアメリカの計画では、我が国から約七百名の削減が予定されております。

○庄司中君 現在明らかになつておりますけれども、変わるべき可能性があるということだけは指摘しておきたいというふうに思います。

それから、防衛施設の方にお伺いいたしますけれども、いわゆる思いやり予算というのがありますね。昭和五十三年から実施をされておりまして、そのときには法定福利費と手当の一部ということでありますけれども、だんだんそれが膨らみましてやがて新しい考え方が出てきまして、基

本給自身も支援をしていく、日本側が出していく

ことになります。日本側の負担とそれからアメリカの労務費の負担の経過を時系列でつと見ていきますと、平成二年ごろから逆転をしておりま

す。つまり、日本側の負担の方が非常に大きくなつて、これから段階的に基本給も

なつて、日本側が負担していくことになつて、こういうふうに考えられます。

そういうふうに見えていきますと、私が一番心配

をしておりますのは、駐留軍の従業員の場合には

アメリカ式の職務構成になつていて、そのがござります。例えば、基本労務契約とそれから諸機関の協約を全部合わせますと、職種の数が

千五百に達するというふうになつております。む

ろ、職種といつてもアメリカ式に職務だと

言つていいだらうというふうに思ひます。ところ

が、従業員が解雇されると日本の労働市場の中

に入るわけです。日本の労働市場に合つた形で再

雇用が行われる、再就職が行われるとしても能

化になじみませんで、むしろ単能化になじむよ

な仕事でございます。そういう仕事の性格とか、

それから厳格な職務給の制度に照らしまして職種

は今申し上げましたようにどちらかといふと多能

化になじみませんで、むしろ単能化になじむよ

な仕事でございます。そういう仕事の性格とか、

それから厳格な職務給の制度に照らしまして職種

をまとめて多能化を図るということには限界があ

るうかと思うわけでございます。ただ、このよう

な限界のものにおきまして多能化できるような職

種があるかどうか、これから勉強させていただ

きたいと思うわけでございます。

それからもう一点の、採用とか雇用の手続の点

におきまして日本側の発言権をもつと拡大すべき

ではないかといふふうなことでございますけれども、この点につきましては地位協定十二条四項に

ありますと、現地の労務に対する米軍及び諸機関

の需要は、日本本国の当局の援助を得て充足され

くとすれば、例えば従業員の採用であるとか解雇

したことになつてゐるわけでございます。

した

がいまして、我が國としてはこの規定を受けまして、労働者保護の観点から法律上の雇用主として米軍に従業員を提供しているわけでございます。したがいまして、どのような資質、能力、経験の従業員をどのような勤務場所でどのような指揮監督のもとに使用させるかは、使用者であり労働の受益者であります米軍が第一義的に決定すべきものでございます。

しかしながら、御首脳のようこそ従業員の保護と

いことを図るために、雇用主たる当庁の意見が従業員の採用とか解雇等の人事措置の決定に当たりましてより反映されるようにすることが必要であるというふうに考へておるわけでございます。このような観点から、当庁は現在従業員の雇

用についての役割分担とか手続を改めるよう、側と協議しているところでございます。
○庄司中君 労務費の負担が日本側にどんどんかかってくるわけでありますから、やっぱり従業員の処遇についても日本の雇用慣行になじむ形でできるだけ努力していただきたいというふうに思いました。
もう一つ具体的な問題に入りますと、高齢化という問題と今申し上げました単能化という問題で非常に再就職が困難であるということが言われています。それで、施設庁としては施設庁内職業訓練ということで一生懸命になってやつておられるわけであります。例えば、訓練科目を見てみますと自動車の運転が圧倒的に多いわけです。実際にそういう訓練をしていまして、それが再雇用に実際に結びついているんだろうか、そういう心配が一つございますけれども、訓練と再就職の関係は実際はどういうふうになつてているんでしようか。その辺ひとつお伺いします。

○政府委員(荻野貴一君) お答えいたします。
防衛施設団が実施しています離職前の職業訓練は、在日米軍から離職した場合に速やかに他の職業につくことができる目的として在職中に実施しております。職業訓練の種目の選定に当たっては、従業員の意向とかそれから現地の実

情に即したものとするよう十分に配慮して選定しているつもりでございます。先生先ほど御指摘のとおり、平成三年度の実施の状況は、各種自動車運転とか英会話とかフォーカリフト運転技能とか、そういったようなものでございます。

それでは、それが再就職に役立っているかといふことでござりますけれども、私どもは毎年駐留軍離職者の帰属状況という調査をしているわけでございます。調査回答人員が百十九名おられたわけですけれども、そのうち再就職した人間は十二名、それから再就業をした者は六名でございます。これらの中、離職前職業訓練を受けた者は八名だったということでございます。

○庄司中君 必ずしもいい成績を上げているといふふうには思えませんけれども、一つ私が心配をいたしますのは、施設庁の方では在職者訓練をやっています。解雇の可能性がある人に対して集中的にやっているということであります。それが終わりまして、再就職ができない人は今度は労働省関係の職業訓練とか就職指導とかに移行していくわけですね。その間の連携、これはもう施設庁も労働省も政府でありますから、うまく連携がされているのかどうか、そういう心配がございますけれども、その辺はどうなっておりますか。これは、労働省と施設庁と両方で答えていただきたいと思います。

○政府委員(齋藤邦彦君) 先ほどからいろいろ御議論がございましたように、駐留軍関係離職者の方は最近は非常に年齢の高い方、あるいは技能面でいきますといわゆる単能化されておる方が多いわけでございまして、そういう意味で必要に応じて職業訓練を行い、円滑な再就職に努めるということは重要なことだというふうに思っております。ただ、それぞれの地域におきます求人の状況ですとかあるいは離職者の希望というものも十分尊重しなければいけないというふうに思います。

防衛施設庁で行われておりますいろいろな離職前訓練といいますのは、その性格上一般的な就

職、再就職の可能性を高めるというような性格のものだらうというふうに思いますが、そういううな離職前訓練の状況等も私ども公共職業安定所に実際に来られた場でいろいろ御相談のときにお伺いをしたりまして、先ほど申し上げましたような離職者の方の御希望等も踏まえまして、必要であるとすれば公共職業訓練等の受講の指示を行つておるわけでござります。

いずれにいたしましても、防衛施設庁との連携をとることは非常に重要だというふうに思っておりますので、そういう意味でこれからも防衛施設庁とも十分連携をとりながら再就職に職業訓練が役立つよう努力をしてまいりたい、このようになっておるわけでござります。

○政府委員(荻野貴一君) 防衛施設庁といたしましても、在日米軍従業員の離職見込みとか離職実績等在日米軍従業員に関する情報の提供を行なうなど、今後も労働省と緊密な連絡をとりつつ対処してまいる所存でございます。

○庄司中君 あとは労働省への質問になりますけれども、最近の再就職の状態をずっと年代別、時系列的に見てみると、例えば昭和六十年以降になりますと官公庁への就職が非常に少ないんです、離職者自身が少なくなってきているということもありますけれども、私が特に注目をしますのは、かつては自営業よりも官公庁への就職というのが多かつたわけです。それが、六十年以降になりますと自営業自身も下回つてくるということになります。ですから、離職者が少ないということは、手を抜いていっているとは言いませんけれども、一方求職者は依然として多いんです。そういう点からいきますと、官公庁への再就職というの少ないのはちよつと問題ではないだらうか。

例えば、昭和四十九年にできた対策の大綱の中には、積極的に採用するとあるわけです。そういう点では、単能化と高齢化が重要なつておりますから、それをカバーするには官公庁への再就職をやつぱり真剣に考えていく必要があるんじやないか、そんなふうに思ひますけれども、この原因と

か対策についてどういうふうにお考えでしようか。
○政府委員(齊藤邦彦彦) 駐留軍関係の方々の官公庁の採用につきましては、中央駐留軍関係職者等対策協議会で決定をいたしました先生御指摘の大綱によりまして、「積極的に採用を推進する。」と、このようになっているわけでござります。
ただ、最近の離職者の方のほとんどが、官公庁におきます定年年齢は六十歳でございますが、この定年年齢に非常に近い高齢者が離職をしてこられる、こういうような事情のためにその採用が非常に減少をしているのではないか、このように思つておる次第でございます。こういうような離職者の方は非常に高年齢の方が多いという事情から、官公庁よりもむしろ自営業を希望される方が多いなどはなからうかというふうに思つておるわけでございます。
ただ、大綱に基づきまして「積極的に採用を推進する。」と、このようになつておるわけでございますので、今後関係方面ともいろいろ連絡をとりながらそちらの方面にも力を入れていきたい、このように思つております。
○庄司中君 今話が出来ました自営業ですけれども、例えば沖縄なんかとつてみますと、あそこの経済というのは基地と観光の二つです。業種としてはサービス業になつてくるだらうというふうに思います。そうしますと、自営業へのニーズといふのは割合高いんだろうというふうに思います。
しかも、あそこの失業率を見てみると、これはもうずっと昔からそうでありますけれども、全国平均の倍というものが相場です。失業率が二・八%台ですと四・九%とか五%になつていくといふことになりますと、ああいうところでは地域的な雇用環境といいますとやっぱり自営業へのニーズが非常に高くなつてゐるというふうに思います。
そして、自営業に対する支援措置をとつてみますと、資金の融資は政府関係の金融機関がやると、いうことになりまして、そしてその債務保証を取

用促進事業団がやるというふうな法律になつておられます。ただ、その限度額が四百万円で期限が五年ということになつています。現在の中小企業全体がそうですけれども、新規開業率が物すごく落ちているわけです。これは、将来は中小企業の活性化のためにかなり大きなマイナスになるだろうということになつています。その場合の一一番大きな要因としては、例えば自営業をやるために土地を確保したいとしますと土地が上がりつちやつて手に入らないとか、あるいは建物を建てようとすると建築費が上がりつてそれがどうにもならないということで参入障壁が高くなつてゐるわけです。そういう時点で、この融資条件を考えた場合にちょっと余りにも過ぎるんじゃないだろうかという感じを持ちますけれども、この点についてはどんなふうにお考えでしょうか。

なることはいいことかもしれないけれども、された人間の問題、これが深刻でございます。そういう点では、現在解雇者が少ないわけでありませんけれども、ある意味では、このときこそ駐留軍関係の解雇者に対する対策をもう一度再点検をしていただき、起こり得る事態に十分備え得るよううふうに思いますけれども、その辺の大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣（村上正邦君） 私も大臣になります前は党で基地対策特別委員長をやつております。今庄司委員のおっしゃられたようなこと等につきましては十分頭に置いておかなきゃならない」とだ、こう思つております。

外務省の事務方の答弁を聞いてはおりましたのが、私は政治家としてやはりクリントン政権を迎えてそういう事態をも十分考えて対応しなければならない。このことを前提に置きながら、基地対策特別委員長をやっておりますときにも沖縄にも参りました。そして、基地周辺の方々、また基地に勤めておられる方々等の御意向も十分お聞きをさせていただいた経緯も私は持っております。基地撤去基地撤去ということは言われますけれども、それでは土地の返還にいたしましてもその跡地利用をどうするのかとか、それから職をなくした方々の対策はどうするのか。特に、働いておられる方々の深刻な悩みとして今日受け取つておるのでござります。

そうしたことからいけば、やはりこの離職される方々の再就職は、先ほども齊藤局長の答弁にも、また御質問にもございましたが、非常に年齢の高い方々がいらっしゃるわけでありまして、なかなか再就職ということになれば難しい状況にあります。そうしたことからいきます。と同時に、やはりもう少し職者等臨時措置法の有効期限を延長いたしまして、このような事態に備える必要がある、こう考えておるのでございます。そうしたことからいみ、駐留軍関係離

○篠崎年子君 私は、本法律案の後半の部分、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、本法律案の期限延長の理由及び我が国の漁業をめぐる諸情勢についてお尋ねいたしたいと思います。漁業における国際協定によって規制を受けるのは海域なのか漁法なのかあるいはまた角種なのか、それともこれらを組み合わせたもののかということについてお尋ねをいたしたいと申します。

○説明員(城知晴君) お答え申し上げます。

御承知のように、一九七七年のアメリカと当時のソ連の「二百海里の制定」に伴いまして、世界漁業につきましては「二百海里体制」に入ったわけでござります。このような「二百海里体制」の中におきまして、我が国を含めまして各漁業国は公海漁業を大きく伸ばしましてこのような「二百海里体制」に対応してきましたわけでございます。近年に至りまして、このような公海漁業増大の動きに対応いたしまして、資源問題であるとか環境保護の立場から公海漁業につきましても今御指摘の国際規制の動きが強まっております。

ただいま魚種なのか漁法なのか海域なのかといふお話をございましたが、それぞれ各方面から各漁業ごとに規制が強まってきております。最近の動きとして申し上げますと、まず魚種の問題といふたしましては、北太平洋のサケ・マス、いわゆる遡河性魚類と申しておりますが、これにつきましては遡河性魚類であるという性格にかんがみまして母川国主義、そのサケ・マスが生まれました川を有する国の権利を第一義的に尊重する、そういう条約ができまして、本年の二月から効いたしております。これに伴いまして、昨年四カ国条約と申しましては昨年から公海におきますサケ・マス漁獲を禁止す

停止いたします。

続きまして、海域の問題といたしましては、本年からこれまた北太平洋の公海上でござりますが、アカイカ等をとります流し網漁業につきまして、流し網という漁法がウミドリであるとかあるいはイルカであるとかを混獲するということです。一昨年の国連におきましてこれを禁止しようという決議が通りまして、本年からこれを禁止いたします。

続きまして、周辺の米国、ロシアのスケトウダラ漁につきまして、周辺の米国、ロシアのスケトウダラ資源に悪影響を及ぼしているという問題と、また当該公海自体のスケトウダラ資源が減ってきており、そういう問題から本年から二年間各漁業国が自主的に操業を見合わせるという状況になつてございます。

このように、最近の国際漁業を取り巻く情勢につきましては資源問題並びに環境問題両面からの規制が強まつてきておるわけでございますが、私もどもいたしましては、科学的な知見に基づまして海洋水産資源の保存とその適切な利用を図つていく、こういう基本的な考え方のもとに各国の理解を得まして我が国の遠洋漁業の漁場を今後とも確保していくたい、このように考えておるわけでございます。

○篠崎年子君 大変詳しい御説明いただきましたけれども、今お話を聞きながら非常に我が国の周辺海域が厳しい状況にあるということがわかつてくるわけでございますが、今後さらに規制が強められるという状況はございますでしょうか。

○説明員(城知晴君) 今申し上げましたように、私どもいたしましては科学的な知見に基づきましてある漁業資源が非常に減つてきているのか、あるいはイルカ等の海洋生物に対して極めて悪影

は、船員関係につきましては御存じのとおりいろいろな労働関係の取り扱いにつきまして全部一括して船員保険の中でやつていただいておるわけでございます。そういうことで、それぞれの制度が雇用保険の場合とそれから船員保険の場合と違うわけでございます。そういう中で取り扱われておるわけでございます。したがいまして、単純に通算することが困難でございまして、船員につきましてはいろいろな保険を全部まとめてやつていただいておるところでございますので、制度的には通算が困難な状況になつておるわけでございます。

○篠崎年子君 通算が困難だということで、こういう点につきましてはいろいろな制度上の制約があるかと思ひますけれども、陸上部門への就職が非常に少ないわけです。千二百六十で八百十五が就職、一方では一万二千二百幾らというふうに希望がなつておる。それも今の制度に少し基づいているんではないかなと思います。これは難しい問題かもしれませんけれども、将来いろいろ保険の統一とか年金の統一も考えられます。そういう中でさらに再考していただきたい。これは要望しておきたいと思います。

ところで、離職者の地域的な状況というのはどんなふうでございましょうか。

○政府委員(岡山茂君) 地域的な状況を申し上げますと、私どもの公共職業安定所で取り扱っております中では、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、このような東北各県における方々が多いわけございます。例えば、手帳発給件数で申し上げますと、青森県がこれまで三百八人、北海道が百九十六人、秋田県が百八十三人、宮城県が百十四人、岩手県が九十四人と、これらの都道府県で大部分を占めているところでございます。

○篠崎年子君 今の地域的な状況を見てみますと、その地域は大変失礼でござりますけれども、新しく就職をするということが非常に困難な状況にある地帯ではないかと思うわけです。そうしますと、そういう地域の人々にとりまし

ては、やはり陸上部門、海上部門を考えた場合に海上部門に行つておるのかなと思うんですけれども、こういう地域の人たちで離職をされた方々にはどのような職業訓練が行われているのでしょうか。

○政府委員(岡山茂君) この漁業離職者臨時措置法におきまして、職業訓練が必要な方につきましては職業訓練を受けていたたくわけでございまして、その間の訓練手当等の措置をいたしております。

この場合に、どのような職業訓練を受けるかといたしましては、もちろん地域的な問題、それからその当該地域における訓練校、訓練機関等の施設の状況を見ながら御相談に応じております。それでございまして、特段その制約はございませんので、いろんな職種についてできるだけ御本題、それから御相談して訓練職種を選んでおるところでございます。

○篠崎年子君 そうしますと、今は人についての問題でしたけれども、次にこれらの規制によりまして水揚げ高が減つてしまりますと、その漁業従事者だけではなくて関連の会社といふものがいろんな影響を受けてくるのではないだろうか。例えば、水産会社とか、漁網の製造会社とか、ある企業とか販売会社とか、漁具類の製造とか、漁網の製造会社とか、あるいはその会社に勤めている従業員とか、そういう方々に対して大変大きな影響があるのではないかと思ひます。

○政府委員(齊藤邦彦君) 漁業の関連産業の中でも特に水産加工業あるいは漁網製造業というところに影響が大きくあらわれてくるだろうと思いますが、今指定されている業種はどのようなものか

した。それから、昨年の十一月一日でございますが、漁網製造業を雇用調整助成金の指定業種に指定いたしております。このようなことで、その関連業種の方々の失業の予防あるいは再就職の促進ということに努めている次第でございます。

○篠崎年子君 そのほかに、魚粉の製造とかあるいは魚かすの製造とかいう、そういう会社もござりますね。こういうところについてははどうなんでしょうか。

○政府委員(岡山茂君) 現在、特定不況業種で指定をされております業種につきまして、今お話をございましたので申し上げますと、石炭鉱業、水産缶詰・瓶詰製造業、ニシン等の冷凍水産物製造業、それからただいま局長がお答え申し上げましたあかいか加工品製造業、ニシン等における魚体前処理加工業、魚かす・魚粉製造業、そのほか生糸・玉糸製造業とが綿・化學繊維紡績業とかいろいろございますけれども、水産関係につきまして申し上げますとそのようなところでございます。

○篠崎年子君 今までお尋ねをした中でかなりの、先ほども三千名近くの方々が今度の規制によつて離職されるということでございます。ところが、これは長崎県、私は長崎出身なものですから長崎県の新聞を見ておりましたら、先日、これは四月八日ですけれども、業界の方で、これは組合の方の業界ですけれども、船員が足りないということで、三百人ぐらい足りないので何とかしてこれを補つよう努力をしてもらえないかということの陳情を県に行つておるわけなんですす。一方では離職者があり一方では漁船員が足りないと、こういうことになつてくると、北と南、先ほどのお話の中では北の方々の離職者が多かつたようですねけれども、北と南と両方補い合うとかいうふうでござります。

○政府委員(齊藤邦彦君) お答え申し上げます。

○説明員(小堀正君) お答え申し上げます。

漁業就業者の最近の動向でございますが、今お話をございましたように国際的な漁業規制強化に伴いまして大量の減船離職者が発生をいたします一方で、多くの業種あるいは地域におきまして漁船乗組員の確保難が深刻化するというようなことがあります。そこで、業種間あるいは地域間の労働力の需給のミスマッチが顕在化をしておるわけでございます。

それで、今お話をございました減船離職者につきましては、水産庁といたしましてはその貴重な経験なりあるいは技術なりを有効に活用していく、このうえで、基本的にまず漁業という産業自体を魅力ある産業あるいは魅力ある職場としていく、こういうことで基本的には漁業生産基盤の整備でありますとか資源管理型漁業あるいはつくり育てる漁業の推進、漁業経営の改善等各般の漁業振興策を積極的に推進しておるところでございます。

それからもう一つは、若い優秀な労働者が漁業あるいは漁村に残つていただくというためには、やはり漁業者の就労環境の改善も必要でございますし、それから漁村のおくれた生活環境の整備、こういったことも必要であるということでのことです。

それからもう一つは、若い優秀な労働者が漁業

面でも積極的に取り組んでおるところでございます。

それから、具体的な当面の策といたしまして、需給のミスマッチということも考えまして、平成五年度から新たに中央、それから各都道府県に漁業就業者確保育成センターというものを整備いたしました。ここにおきまして一つは漁業労働力の需給情報を収集して提供していく。それから、海で自然を相手に働くというその漁業の魅力を若者に積極的にPRしていく。そういうPR活動、それから離職者を含めまして新しい漁業の職場に対する活動あるいは相談活動、こういった各種の活動を通じます人材育成事業、こういったことを行うこと

を予定してございます。これらによりまして、減船離職者を含めまして漁業就業者の確保、育成

を図つてまいりたいと、かように考えておりま

す。

○篠崎年子君 最後に、大臣にお尋ねいたしま

す。

今お話をあつておりますように、御答弁にもありましたようにやはりこれから先の漁業を担う若い人たちを育てていくことが大切なことではないだろうかと思います。また、いろいろな国際協定の中で規制が強められていくという、こういう状況の中では非常に漁業としては厳しい状況にあると思います。このような状況は、これはもう個人とかあるいは一つの会社とか企業とか、

そういうことでは賄つていくことができないといふ状況だと思うわけでございます。やはりこういうところに国としての施策が大変大切になつてゐるんじゃないかと思いますので、最後に大臣のこの五年間延長についての御決意をお伺ひして、質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(村上正邦君) 國際協定の締結に伴い影響を受ける漁業については、国際関係の変動という事業主の努力の及ばない事情でござりますので、漁船の減船を余儀なくされるということ、またその雇用対策については最優先で実施すべきものである。こう考えております。

○篠崎年子君 終わります。

○武田節子君 本日審議されております二法案は、各会派とも一致する法律案でございますので、特に私自身の心配する問題に絞り質問させていただきます。

その第一点は、駐留軍関係従業員についての今日の雇用状況と国際情勢の変動についての認識についてどのような見解を持つておられますか。また、この影響とともに離職者の発生の現状と見通しについて、防衛施設庁にお尋ねいたします。

○政府委員(萩野貴一君) 今数点お尋ねがあります。

したので、まず最初に在日米軍従業員の現状、それと推移につきまして簡単に御説明申し上げたい

と思います。

在日米軍従業員は、平成五年三月末日現在で、一万二千三百十二人おります。そのうち米軍の司

令部とか部隊等に勤務する者が一万七千六十四人、それから売店とか食堂とか宿泊施設等地位協定十五条の規定によって施設、区域内に置かれる諸機関に勤務する従業員が五千二百四十八人、

こういうような状況になつております。

効直後の昭和二十七年の四月三十日には二十万七千余名おりました。それが、沖縄の本土復帰直前の四十七年三月三十一日は三万八百四十人。さらにこれが沖縄復帰後、四八年の三月三十一日は四万三千七百一人。平成五年三月末日は、先ほど申し上げましたような数値でございます。従業員の数というのは、実は今はみんな三月末といふ

一つの時点とらえているわけですから、従業員の数というのは絶えず変動いたしまして、六月と十一月が定年退職でたくさんやめられます。ですから、そのときに低くなるわけです。それから一月から二月、三月、四月とだんだんふえてまた減って、また七月からふえる。そういうような繰り返しなつていますから、年平均で

見るのが一番いいんじゃないかと思うわけでござります。

○篠崎年子君 終わります。

○武田節子君 本日審議されております二法案は、各会派とも一致する法律案でございますので、特に私自身の心配する問題に絞り質問させていただきます。

その第一点は、駐留軍関係従業員についての今日の雇用状況と国際情勢の変動についての認識についてどのようにお尋ねいたします。

○政府委員(齋藤邦彦君) 駐留軍関係の労働者の

の雇用には全く影響はありません。それから、またこのところ先ほど申し上げましたようにほぼ年平均二万二千人で推移していますし、それから部隊の撤退、移動、縮小とか兵力の削減を理由とします人員整理は皆無でありますので、第一段階

の兵力削減による雇用への影響はないということをございます。第二段階の七百人は今進行中でございませんけれども、現在のところ、従業員の雇用に影響を与えるというようなことはありません。

それから、今後の見通しにつきましては、国際情勢の今後の変動とか今後の米国の安全保障政策にかかる問題でありますので、はつきりしたことは私どもからちょっと申し上げかねるのですけれども、特別協定による労務負担を続ける限り予算の削減を理由といたします人員整理はないものと予想されます。

それから、国際情勢の変動とか米国の安全保障政策の変化によりまして、従業員が多数勤務している部隊が撤退したり移動したり、それから施設、区域が閉鎖されたりしますと、そういう事態が全く起きないと、いうことは否定できないわけですから、特定の地域で一時期に多数の解雇者が出されども、このような事態が万一生じました場合には、特定の地域で一時期に多数の解雇者が出るおそれも否定できないということです。

○武田節子君 在日米軍従業員が当初は二十万人おりましたが、年々減少しまして、先ほど御発表のように二万二千人と今伺っております。それで、従業員の離職の発生状況と今後の見通しでござりますけれども、まず従業員の雇用の状況に影響を与えるような事柄といたしまして、一九九一年の一月二十八日に米国国防総省発表の「アジア・太平洋地域の戦略的枠組み」が発表されました。第一段階が一九九二年の末に終わつたわけでござります。四千八百人削減されたことになつて、この影響とともに離職者の発生の現状と見通しについて、防衛施設庁にお尋ねいたします。

○政府委員(萩野貴一君) 先ほども庄司議員の御質問にもお答えいたしましたように、私は沖縄にたびたび参つてそこに働く方々と直接いろいろな場において対話を重ねてまいつております。やは

ておるのではないか、こういうふうに思つてゐるわけでございます。それからまた、離職の方はそれぞれ非常に高齢の方が多いと、このように思つております。

○武田節子君 アメリカの在外米軍基地の見直しなどによつて、在日米軍基地の整理縮小が進むことには私も大変望ましいことと思っておりますけれども、問題はそれによって雇用の場を追われるの

ではないかと懸念する基地従業員の生活に対する不安について、哲学を持たれる労働大臣としてどのように受けとめられておりますか、お伺いいたします。

○政府委員(齋藤邦彦君) 哲学と、こういうお話をございましたが、駐留軍が日本にある以上、やはり必要な労働者というのは当然雇用されなければならぬわけでございまして、そういう意味で私どもとしましては必要なことだろうと、こういふふうに思つております。ちょっと意味が、恐縮でございますが。

○武田節子君 昨日、たまたま私と同じ世田谷に住んでいた友人から、茨城に移転したという知らせのはがきが参りました。彼女は、立川と横田基地に勤いておりましたものの、早速電話をしまして状況を伺いました。定年で退職したのですが、高い家賃の世田谷から茨城に引っ越しましたという理由なんだとござりますけれども、彼女は次のように言つておりました。

基地で働いてきた私は、いつ人員整理にかかるかわからぬといつもいつも不安を持って働いてきました。基地で働く従業員は皆年じゅう不安を持っています。基地で働いているんですよ。東京はそれでもまだいい方でけれども、沖縄で働く人はもつとも深刻だと思います。という答えが返つてしまつました。大臣は、こうした現状を認識しておりますでしょうか。

○國務大臣(村上正邦君) 先ほども庄司議員の御質問にもお答えいたしましたように、私は沖縄にたびたび参つてそこに働く方々と直接いろいろな場において対話を重ねてまいつております。やは

りそうした不安を持っておられるということの認識は、当時は労働大臣としてではございませんんでして、先ほど言いましたように党の基地対策特別委員長という立場でございましたが、今労働大臣という立場で、これは直接私の行政に関係していることありますて、こうした過去の経験といふものが何らかの形で一つの政策をつくり上げていくための役に立つかなど、このような認識を持つております。

○武田節子君　具体的にお尋ねいたしますけれども、駐留軍の従業員の県別在職状況を見ますと、神奈川、沖縄県が七、八千人、東京都が二千五百人、山口、青森県が千人から千百人、長崎県が九百人ということになりますけれども、この臨時措置法の適用になる離職者の発生も、ほぼ在職者の多い順序で発生しております。平成四年の求人倍率を見ますと、神奈川県が〇・九倍に対し沖縄県では〇・三倍というぐらいになつております。(このように、駐留軍従業員のその居住地域への再就職というのは地域雇用の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じていくべきだと考えますけれども、この点についての対策を具体的にお示しください。)

○政府委員(齋藤邦彦君) 先生御指摘のように、駐留軍関係離職者の発生をいたします地域といふのは余り雇用情勢のよくないところが多くござりますし、またさらに加えまして離職者の方々はそれぞれ非常に高齢の方が多い。さらに、先ほども御議論がいろいろございましたけれども、職種の細分化が進んでおりまして、いわゆる単能工的な方が多い。こういうことでございまして、再就職をするのが非常に困難な事情が多いという実態がございます。

こういうことでございますので、私どもとしては今御審議をお願いいたしております駐留軍関係離職者等臨時措置法、あるいは一般の雇用対策法に基づきまして再就職の援助措置を講じております。

第一点は、通常でござりますと雇用保険の給付

日数は高齢者の方は当然長いわけでございま
が、三百日でござります。しかるに、駐留軍関
係職者の方につきましては、手帳を発給いたし
て就職促進手当を支給することによりまして
その期間保険が終了してもなお引き続いて再就
活動をやつていただけるようにしてあるわけで
ございます。さらに、そのほか職業訓練の受講を
れるにつきましては訓練手当を支給いたしてお
ます。それから、広範囲の地域にわたりまして
職活動を行う必要性も出てまいりますので、そ
ういう意味で広域の求職活動費を支給する場もござ
います。さらに、再就職をした方につきまし
て就業支度金というような制度もございま
す。それから住居を移して再就職された方につきまし
ては移転費を支給するというような制度もござい
ます。

る、このように思つております。
○武田節子君 今回、五年間の期限延長が行われ
るわけですけれども、特に重要な再就職対策とし
て職業訓練や就職指導の充実に取り組まなければ
ならないと思つております。沖縄には昭和四十九
年に沖縄駐留軍離職者対策センターが設置され
おりますが、その活動状況、またさらなる充実策
についてどのように考えておられますか、お伺い
いたします。

○政府委員(荻野貴一君) 沖縄の離職者対策セン
ターにおきましては、再就職のいろいろ相談を受
けたりしているわけでございます。それで、四十
八年の一月十六日に設立されまして、無料の職業
紹介とか求人開拓とか、再就職相談とか自営業相
談・指導、生活指導、職業訓練相談などを行つて
おります。

進、県外就職者の職場定着の促進、これが第三点目でございます。さらに、適切な職業情報の提供やきめ細かな職業相談・指導による新規学卒者の就職の促進及び若年出稼ぎ労働者等の常用雇用化の促進、これが第四点目でございます。さらに、職業転換給付金の支給等による駐留軍関係離職者及び沖縄失業者求職手帳所持者に対する早期再就職の促進、これが第五点目でございます。第六点目といたしまして、公共職業訓練の充実強化、こ^ういうようないい点を重点にいたしました計画を策定したところでございます。

○武田節子君 続きまして、沖縄県における産業振興の方向等に対応した人材の育成と県内の失業者の再就職を図るための充実策についてお尋ねいたします。

率を見ますと、神奈川県が〇・九倍に対し沖縄県では〇・三倍というぐらいになつております。このように、駐留軍従業員のその居住地域への再就職というのは地域雇用の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じていくべきだと考えますけれども、この点についての対策を具体的にお示しください。

のは余り雇用情勢のよくなないところが多うございりますし、またさらに加えまして離職者の方々はそれぞれ非常に高齢者の方が多い。さらに、先ほども御議論がいろいろございましたけれども、職種の細分化が進んでおりまして、いわゆる単能工的な方が多い。こういうことでございまして、再就職をするのが非常に困難な事情が多いという実態にござります。

をどのように掌掲されており、その原因についてどう考へておられますか、伺いたします。

○政府委員(齋藤邦彦君) 沖縄県におきましは、一般的に若年層の失業の方方が非常に多くございます。三十歳未満の若年層の方が失業者の半数を占めております。それから、年齢階級別失業率を見ますと、若年者の失業率は全国の約倍ぐらいの高さに上っております。

それから、いわゆるヒターンの数も増加しておりますまして、現在沖縄県の調査によりますと、Uターンをしてこられて失業状態にある方は平年元年度で千三百人ぐらいになるということです。いまして、県外へ一たん就職をしてその後県内へ帰つてこられる方、この数が非常に多い実態によ

○政府委員(齊藤邦彦君) ことしの四月に、「沖縄県の労働者の雇用の促進及び職業の安定のための計画」を改定いたしました。その重点を申し上げたいと思います。

一つは、地域雇用開発等促進法に基づきます諸事業あるいは地域雇用開発助成金制度の活用によりまして、沖縄県の地域特性を生かした形での雇用機会の開発というのが第一点でございます。それから、沖縄県内におきます求人の積極的な開拓、県内企業におきます雇用管理の改善指導等によりまして、県内就職希望者の円滑な就職の促進、これが第二点目でございます。それから次が、県外就職希望者に対します広域職業紹介の推

それから、地域雇用開発助成金を活用しておりまして、現在までのその実績を申し上げますと、平成三年度におきます地域雇用奨励金の対象者数七千六百四十六人、金額にいたしますと五十三億四千百万になつております。さらに、地域雇用特別奨励金につきましては、平成三年度七百六十九件、金額にいたしますと四十一億一千四百万、このような状態になつております。

○武田節子君　ただいまの答弁の中から考えられますことは、大規模雇用開発促進助成金につきましては、例えば大分県のハーモニーランドのよう、観光事業で支給されているケースもござります。沖縄県の場合は観光資源が豊富でありますし、この方面での大規模雇用開発の検討が進めら

○**武田節子君** 何だからはつきりしたお答えが伺えないので、次に移らせていただきます。

沖縄振興開発特別措置法に基づいて、労働大臣は沖縄における職業の安定のための計画を作成し、必要な措置を講じることとされておりますけれども、大臣は昭和五十九年に策定された計画を改定されたようですが、新しい計画の概要とそのポイントについて明らかにしていただきたいと思います。

○**政府委員(齊藤邦彦君)** ことしの四月に、「沖縄県の労働者の雇用の促進及び職業の安定のための計画」を改定いたしました。その重点を申し上げたいと思います。

一つは、地域雇用開発等促進法に基づきます諸事業あるいは地域雇用開発助成金制度の活用によりまして、沖縄県の地域特性を生かした形での雇

い。
○政府委員(齊藤邦彦君) 沖縄県につきましては、雇用機会の創出拡大ということをございまして、地域雇用開発会議を設置いたしまして、地域雇用開発協議会も設置をいたしております。それから、地域雇用開発助成金を活用しております。現在までのその実績を申し上げますと、平成三年度におきます地域雇用奨励金の対象者数七千六百四十六人、金額にいたしますと五十三億四千百万になつております。さらに、地域雇用特別奨励金につきましては、平成三年度七百六十九件、金額にいたしますと四十一億一千四百万、このような状態になつております。

用機会の開発というのが第一点でござります。それから、沖縄県内におきます求人の積極的な開拓、県内企業におきます雇用管理の改善指導等によりまして、県内就職希望者の円滑な就職の促進、これが第二点目でございます。それから次が、県外就職希望者に対します広域職業紹介の推

○武田節子君　ただいまの答弁の中から考えられますことは、大規模雇用開発促進助成金につきましては、例えば大分県のハーモニーランドのように観光事業で支給されているケースもござります。沖縄県の場合も観光資源が豊富でありますし、この方面での大規模雇用開発の検討が進めら

れてもよいのではないかと思いませんけれども、検討の余地があるのでしょうかないのでしょうか。もしもあるのならば、具体的にいつごろまでにどのようにならべて検討していくのか、スケジュールを明らかにしていただきたいと思いますし、ないとするならば、何がそのネックになっているのかを明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(岡山茂君) 大規模雇用開発の事業の適用対象になつておりますので、それについてのPRをいたしておりますが、現在のところ具体的な形になつているものはございません。いろんな形で積極的に取り組んでいただくようPRをして努めているところでございます。

○武田節子君 そのネックになつているところは明かされないのでしょうか。

○政府委員(齊藤邦彦君) 先ほども御説明をいたしましたが、沖縄県のいわば地域特性を生かした形で雇用機会の創出拡大を図るということは非常に重要なことでございます。

沖縄県におきましても、地域雇用開発会議を設置をいたしまして、その場で地域特性を生かした形で雇用機会をどのように創出していくべきなのか、拡大していくべきのかということをいろいろ御議論していただいているところでございますし、またそういうような場を通じまして、いろいろ具体的な計画ができる上がつてくるというこ

とを私どもとしては期待しておるところでございます。

○武田節子君 今後の沖縄における雇用対策もこれから充実していかなければならぬと思いますけれども、沖縄における駐留軍離職者について見ますと、本土で再就職という希望は少なく、地元の沖縄県内で再就職を望んでおります。その上、本土からリターンする人も増大するなど、こうした実情を考え合わせますと、沖縄県内に雇用の場の創出が肝要ではないかとと考えられます。今後も冲縄の雇用対策の一層の充実に対する村上労働大臣の御決意と姿勢を伺わせていただきま

す。

○政府委員(齊藤邦彦君) 先ほどいろいろ申し上げました。沖縄県の雇用情勢を見ていますと、失業率は全国平均に比べますと倍くらいでございますし、求人倍率も最近は〇・二、〇・三、こういうような状態でございます。全国平均の約三分の一ぐらいの水準でございます。しかも若年の雇用失業問題が非常に深刻だ、こ

ういうような事態もござります。したがいまして、私も沖縄県でやはり雇用の場をいかにして創出していかか、つくり上げていくか、こういうふうに思っております。

先ほども申し上げましたように、地域雇用開発等促進法に基づきましていろいろな諸事業をやつておりますわけでございますが、そういうような諸事

業の実施を通じまして、今後さらに沖縄におきまして、雇用の場の開発に全力を上げていきたい、このように考えておる次第でございます。

○國務大臣(村上正邦君) 予想外の質問がどんどん私に降つてくるのですから。

やはり沖縄という地理的なものとして、また非常に沖縄の地域産業ということからいきまして、おっしゃるように駐留軍関係の離職者等々の方々が沖縄で再就職ができるように、これがやっぱり理想だと思いますので、これまた労働省だけでも

環境の保全といった新しい動きの強まりがございまして、我が国の遠洋漁業にも種々の制約が出て

いる状況でございます。私どもといたしましては、漁業も重要な外交案件の一つと認識いたしまして、農林水産省とも十分協議しつつ二国間、多

数国間の漁業交渉に当たってきているところでござります。

具体的に申し上げますと、幾つかの主要な二国間、多數国間漁業の場では、水産庁も加えて、外務省からも代表を出し、銳意我が國漁業のために努力しているところでございます。状況は御指摘のとおり厳しくございますが、引き続き関係国との多様な国際協力関係強化を通じる等いたしまして、粘り強く我が國の漁業のために努力してまいりたいと思っております。

○説明員(城知晴君) ただいまの外務省からの御答弁に尽きておるわけでございますが、各国の漁業資源そのものに対する懸念あるいはイルカ等海産哺乳類に対します環境保護的観点からの規制等が最近強まつてきておるわけでございますが、私どもといたしましてはあくまでも漁業資源といふのは再生産可能な資源である。したがつて、この漁業資源につきましては、適切に保存管理を図れば今後とも持続的に長期にわたり利用可能な資源である。したがつて適切な保存、管理をいかに図つていくべきかが今後の最大の課題であります。

○武田節子君 よろしくお願ひします。

○國務大臣(村上正邦君) その前に、武田委員の質問に關連いたしまして、せっかく労働省の能力開発局長が参つておりますので、お許しをいただきたい。

○政府委員(伊藤欣士君) 沖縄の産業振興は非常に重要でございます。そのためには何よりも人材育成が重要ではないか、駐留軍等の離職者対策の面からも非常に重要ではないかという御指摘が先ほどあったわけでございます。

現在、沖縄では能力開発校が四校、それから認定訓練校等が八校ございまして、年間千五百人の方々の職業訓練というものをやらせていただいております。そのほか、雇用促進センターであるとか婦人就業援助センターであるとか、地域の方々が短期、長期いろいろなニーズがあるのです

から、それに合わせて訓練をやっておりますが、特に平成四年度、昨年沖縄に高度の職業訓練をやります短期大学校というものを設置させていただ

いておるわけでございます。

○武田節子君 それでは、後半の部の漁業離職者関係についてお尋ねいたします。

○國連決議によりますと、公海流し網漁業関係で車輪出問題など貿易上の配慮から、特に漁業については弱腰に終始しているのではないかと思えて

いたい。私は、このままでは例えばマグロはなりません。私は、このままでは例え

を定めるべきだ、このように考へておるところでございます。

○武田節子君

○國務大臣(村上正邦君)

○説明員(城知晴君)

○政府委員(伊藤欣士君)

○説明員(伊藤欣士君)

</div

従業員に訓練をする場合にいろいろな助成制度と
いうのがございます。そういうものも沖縄につき
ましても実績が上がつておるというような状況で
ござりますけれども、今後とも県の振興計画ある
いは能力開発計画等とあわせまして、人材育成、
県政の發展のために必要な施策を充実していきた
いと考えております。

〔委員長退席 理事大木浩君着席〕

○足立良平君 この臨時措置法の期間延長の問題
なんですが、これを見つけておりますと、米軍
の撤退とかあるいはまた移動とか部隊の縮小であ
るとか、そういうことに伴つて再就職の特別の措
置ということが本法の趣旨であるというふうに私
は受けとめているわけです。労働省が、例えば特
定不況業種の雇用安定法にいたしましても、これ
は本来再就職を円滑に進めていくことと同
時に、その前段としても一つの大きな目的はい
わゆる離職者を出さないということがこの種の雇
用問題を考える場合の一一番大きな柱になつてゐ
わけです。

それで、労働大臣の所信表明を私はもう拳々服
膺してずっと見ておりますと、これまた失業者を
出さないようにすることは何よりも大事だ、これ
は労働行政の一番急務だ、こういうふうにおっ
しゃっています。私もまさにそのとおりではない
かと思うんです。したがつて、そういう面で、
長つたらしいですからちょっと省略いたしますけ
れども、この臨時措置法といふものは、いわゆる
離職者を出さないことがちょっと欠落して
いる。そして、再就職の援助だけしていく、こ
ういうふうな法律をそのままさらに五年間延長さ
れるということは一体どういうことなんだろうか
など私は思てならないわけです。

ます、その点を労働省の方からひとつ考え方を
お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(齋藤邦彦君) 私どもの政策の基本
は、不況時における離職者を再就職させていくと
いう労働行政よりは条件的に考えるところもある
い。私は、今局長の御答弁を聞いておりまして、
むしろそれは逆ではないのかなという感じを実は
というふうに思つております。

〔理事大木浩君退席 委員長着席〕

ただ、この駐留軍にいたしましても漁業離職者
の場合にいたしましても、いずれも離職した場合
の特別な援助措置、しかも両方とも非常に再就職
が困難であるということ、あるいはその事由が景
気変動その他経済事情とは直接の関係がない事情
によつて生じてくる、こういうようなことも考
え合わせまして、離職者が出た場合の再就職の援助
措置というのを重点に置いて組み立てられておる
わけでございます。

したがいまして、基本といたしましては当然離
職者を出さないということが前提ではございます
けれども、ただそのような政策が、早く申し上げ
ればそのまま適用できないような場合に特に再就
職の手厚い援助措置を考えた法律、このように御
理解賜れば幸いでございます。

○足立良平君 ただいまの局長の答弁は、半分な
るほどなというふうに私は思うんです。今の答弁
が私の聞き違いであつたらまた訂正を願いたいと
思ふんですが、再就職を手厚く援助していくとい
うものは発生するかもしれない、こういうふうにおっ
しゃつた。一般的に不況の業種とか、あるいは
生じてくるとかいう場合に再就職をしようとした
はまだ例えれば円高不況であるとか、あるいはまた
今回のような構造的な不況の経済関係で離職者が
おっしゃつた。一般的に不況の業種とか、あるいは
行政の柱である離職者となるべく出さないよう
にしていくというのを考えてこの法律の中に盛り
込まれてくるということは、私は事情変化の中で
は当然ではないかなというふうに思つてます。

これは、労働者の見解を伺いたいと思つんです
が、いかがなものでしようね。

○政府委員(齋藤邦彦君) 確かに、先生がおつ
しやられたようなことがあるかもしれません、
やはり駐留軍関係労働者と申しますのは駐留軍が
いるということを前提にしてその関係の労働者が
採用されて仕事をする、こういうような関係にあ
るわけでございまして、結局駐留軍の動向いかん
によつていわば決定されくるところがございま
す。そういう意味で、離職者を出さないという政
策は政策といたしましても、やはりそれがそのま
ま適用できないといふか、難しい場合もあるんで
はなかろうか、こういうふうに思うわけでござい
ます。

○足立良平君 わかりました。

直観的に受けました。ただ、この法律ができた状
況と条件というものは相当変わつてゐるとい
うことで、あえて私はもう一步質問を進めてみた
いと思うんです。

それは、庄司同僚議員からも実は質問があつた
わけですが、駐留軍の経費負担、いわゆる人件
費、労務費の負担といふものが昭和五十年代の初
めからずっと日米関係の中で変わつてきました。そし
て、そういう状況の中において援助をしていかな
きやならないということは、私はまさにこの法律
のとおりだらうと思います。ただ、今度は条件が
変わつたといふのは、人件費を中心にして日
本側がその労務費を一応負担してまいりますよ
うなことになつてしまりますと、これはその業
務の指示権なり指揮権といふのはなるほど駐留
軍側にはそのまま残つてゐるかも知れなけれど
も、条件が変わつてきてるわけです、根本的な
問題が。そうしてまいりますと、この臨時措置法
の持つている法のねらいといふものが、ある面に
おいては雇用主とというのは日本政府になつてきて
いるわけですから、そういう面からすると、労働
行政の柱である離職者となるべく出さないよう
にしていくというのを考え方がこの法律の中に盛り
込まれてくるということは、私は事情変化の中で
は当然ではないかなといふふうに思つてます。

○國務大臣(村上正邦君) 私からもお答えいたし
ますが、これは通常の企業の中の労使という考
え方でとらえるわけにはいかないといふ特殊な雇用
関係でございます。そうしたことからいきまし
て、やはり失業者を出さないといふことがこれは
もう私どもの大前提であり、また一番の労働省の
基本政策として置かなければならぬことはもう言
ふとしてもありません。

○政府委員(齋藤邦彦君) 確かに、先生がおつ
しやられたようなことがあるかもしれません、
やはり駐留軍関係労働者と申しますのは駐留軍が
いるということを前提にしてその関係の労働者が
採用されて仕事をする、こういうような関係にあ
るわけでございまして、結局駐留軍の動向いかん
によつていわば決定されくるところがございま
す。そういう意味で、離職者を出さないといふ
政策は政策といたしましても、やはりそれがそのま
ま適用できないといふか、難しい場合もあるんで
はなかろうか、こういうふうに思うわけでござい
ます。

再就職が難しいという意味でござりますけれど
も、駐留軍関係離職者につきましては、先ほども
再三申し上げまして細分化されておるためには
個々の持つておる技能というのが非常に単能化さ
れておるということ、あるいは最近の事情になる
かも知れませんけれども、非常に高齢者になつて
おるというようなことがひいては再就職に困難さ
をもたらしてきている、こういう意味でございま
して、いわば離職者の方の事情によつて再就職が
非常に困難だということで、一般的な経済情勢い
かんによって再就職が困難だということとはやや
事情を異にするんではなかろうか、法律上の仕組
みとしてはそういうことを頭に置いてこういうよ
うな法律をつくり上げたと、こういうことだと思
います。

○國務大臣(村上正邦君) 私からもお答えいたし
ますが、これは通常の企業の中の労使という考
え方でとらえるわけにはいかないといふ特殊な雇用
関係でございます。そうしたことからいきまし
て、やはり失業者を出さないといふことがこれは
もう私どもの大前提であり、また一番の労働省の
基本政策として置かなければならぬことはもう言
ふとしてもありません。

このケースについては、やはり国際政治情勢、
なかなかよく国際の軍事情勢、こういう変化の中で
主體は駐留軍だということになりまして、それを
補完するという形のものでございまして、その主
体というものがなくなるとか、それが半減される
とか、こういうことになつてしまりますと、やは
り必要外の補完すべきもろの条件というものは
なは、これは当然やむを得ないことなのかなど。し
かしながら、これはやっぱりそういう特殊な雇用
方策というものは出していつてあげなきゃならな
いことだと、このように考えております。

○足立良平君 わかりました。

そういう面で、今日の日米関係なり、あるいはまたアジアの中における日本の位置づけの問題なり、あるいはまた日本の安全の問題等を考えると、私もやっぱり駐留軍というものが日本として必要不可欠なものであるという立場をとつております。そういう観点から今質問をいたしているわけであります。

そういう面で、今大臣の答弁もございましたが、これは防衛庁の方にもお聞きをしておきたいと思うんですが、この法律が初めてできたのは昭和二十三年ですね。ですから、それ以降先ほど言いましたように事情の変化が相当出てきているわけでありまして、労働大臣もそういう面で離職者を出さないように特に配慮していかなきゃならない、駐留軍というものを前提にしながら配慮していかなきゃならないという答弁が実はあつたわけあります。防衛庁として同じような観点から、実際には防衛庁が一番主管になっているわけですけれども、そういう観点で防衛庁として、例えば労働条件の改善の問題であるとか雇用の問題とか、そういう問題についてどのように考えて対応されているのか、ちょっと考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(萩野貴一君) 今の問い合わせる前に、先ほど離職した場合の再就職が厳しいといふことでもちよつと補足させていただきたいわけであります。駐留軍従業員というのはあくまでもすけれども、駐留軍従業員というものは、米軍に勤務していますから、米軍の部隊がいなくなりてしまふと職場が失われるわけでございます。そうしますと、その地域に一遍に大量に解雇者がいるということになりますと非常に厳しいです。そういうふうな御質問だと思つた

になつておりました労働条件の懸案事項があつたわけですけれども、その改善をしようということで協議してきたわけでございます。それで、もともと労働法令とか、それから国家公務員の条件まで上げていくという問題がありましたのですから、それについてはかなりの部分合意いたしましたけれども、なかなかの部分合意いたしまして改善されてきているわけです。まだ残つてゐるものもございます。

そういうふうに待遇の改善を図るということと、それから雇用の安定につきましては、本質的に今申し上げましたように米軍がいなくなつてしまふと職場そのものがなくなるという点で非常に不安定であるわけです。例えば、小さな人員置換ができるかどうかと空きポストを探しましてそういうところに移せるかどうかというようなことを検討いたしまして、なるべく長い予告期間をとつてそういう調整をして、実際に解雇者が出ないようにしていくというようなことを私どもはやつてきていてるわけでございます。

○足立良平君 そういう面で、一応防衛庁はさらには努力をしてもらいたいと思うんです。

それでは、実態としてお聞きをしておきたいと思いますのは、これは衆議院の労働委員会だったと思ひますけれども、既に議論されているわけであります。例えば、駐留軍が全部引き揚げていくとか、これはまさに労働大臣の御指摘のように日本間の問題ですから、すぐれて政治的な問題でありますから、その種の前提で議論というものは余り成り立たないと思うんです。一般の企業にいたしましても例えばこの前の座間工場で、どこかの会社はあつと何千人の工場を閉鎖するとかいうことがあるわけですから、企業がそういう場合にどう変わつてくるかというのは全く雇用の問題で大きな問題を持っていますから、そのことを前提に議論しても余り意味のないものだろうというふうに思つてます。

それで、実質的に今の離職者のなにを見ますと、平成に入りましたから人数は相當減つてきて

いる、しかもそれはほとんどが五十九歳といいますが、いわゆる米軍の業務運営上の都合によつて解雇される。しかも、それは大体五十九歳ということが相なつてゐるわけであります。そういう面で、これは防衛庁の方も、短期的に見るなら五十九歳に達した者が米軍の業務管理上の都合によつて解雇される可能性はあるというふうに御答弁されてるわけです。したがつて、その定年が六十歳になつてゐるにもかかわらず米軍の業務管理上の都合によつて五十九歳で解雇される可能性があるという状況は、今までいろんな経過があるようでありますから今ここで詰めた話はいたしません。これは、考えてみると定年制というものは日本的な慣行でありますけれども、そういうふうに人員整理のために、これはちよつと言葉が適切なのかどうかわかりませんが、肩たたきではないかという感じも受けるんですが、この辺の考え方をひとつ説明をしていただきたいと思うのであります。

それともう一つは、その場合に特別給付金が支給されているようでありまして、その辺のところも含めて考え方をお聞かせ願いたいと思ひます。

それでは、実態としてお聞きをしておきたいと思いますのは、これは衆議院の労働委員会だったと思ひますけれども、既に議論されているわけであります。例えば、駐留軍が全部引き揚げていくとか、これはまさに労働大臣の御指摘のように日本間の問題ですから、すぐれて政治的な問題でありますから、その種の前提で議論というものは余り成り立たないと思うんです。一般の企業にいたしましても例えばこの前の座間工場で、どこかの会社はあつと何千人の工場を閉鎖するとかいうことがあるわけですから、企業がそういう場合にどう変わつてくるかというのは全く雇用の問題で大きな問題を持っていますから、そのことを前提に議論しても余り意味のないものだろうというふうに思つてます。

それで、実質的に今の離職者のなにを見ますと、平成に入りましたから人数は相當減つてきて

いる、しかもそれはほとんどが五十九歳といいますが、いわゆる米軍の業務運営上の都合によつて解雇される。しかも、それは大体五十九歳といいます。したがいまして、米軍側の需要といいますか、その事情によりましてやはりそういう制度をしくこともやむを得ないんじやないかといふことでございます。先ほどから御議論になつてますように、従業員の雇用の安定を図るというような観点からも、米軍の事情が許す範囲内において解雇される可能性はあるというふうに御答弁されてるわけです。したがつて、その定年が六十五歳になつてゐるにもかかわらず米軍の業務管理上の都合によつて五十九歳で解雇される可能性があるという状況は、今までいろんな経過があるようでありますから今ここで詰めた話はいたしません。これは、考えてみると定年制というものは日本的な慣行でありますけれども、そういうふうに人員整理のために、これはちよつと言葉が適切なのかどうかわかりませんが、肩たたきではないかという感じも受けるんですが、この辺の考え方をひとつ説明をしていただきたいと思うのであります。

○足立良平君 特別給付金の関係は何かありますか。

○政府委員(萩野貴一君) 失礼しました。

今五十九歳に達した時点で業務上の運営の都合によりまして解雇された人間は、離職を余儀なくされた者に準ずるものといたしまして特別給付金を支払っております。それで、適用は特別給付金の額は一表と二表とあるわけでございます。一表は離職を余儀なくされた者そのものでございまして、二表は今申し上げましたように準するものでございます。

ございまして、その二表を適用して支給しております。

○足立良平君 一応、今部長の方からそういう米軍の業務管理上の都合といふものを日本側としてはなるべく狭めるように、これから雇用を維持していくよう努めをしていくという答弁がございましたので、私はそのことを重く受けとめていきます。二表は今申し上げましたように準するものでございまして、その二表を適用して支給しております。

ただ、私の考え方なり調べているのがもし間違つていれば御指摘を願いたいと思うんですが、この特別給付金というものはいわゆる言語とか風俗とか習慣とか異なる米軍のそういう労働条件のもとで働いてる駐留軍の従業員といふことに関連つていれば御指摘を願いたいと思うんですが、この特別給付金というものはいわゆる言語とか風俗からすると、体力的な問題とかおつしゃつておられますけれども、そういうふうな米軍の業務管

理上の都合で云々といふことに支給される本来の負担をだんだんぶやしていく、事情が変わつてきたんで日本政府としてはもつと雇用主として待遇の改善を図つて雇用の安定を図つていいたらどうかというような御趣旨の御質問だと思うわけですが、今まで懸案でござりますけれども、実は特別協定を締結したときに日米間で合意をいたしまして、今まで懸案

性格のものではないのではないか、そもそもこれが設定された経緯からいたしますと、というふうに私は受けとめていたわけあります。したがって、そういう面ではこれは一体どういうことなのかなということを率直に言つて私は少し疑問に思つていることをまず申し上げておきたいと思います。

それで、これは今部長の方からも指摘がございましたし、時間も余りないようありますから答弁は要りませんけれども、防衛庁としてもこの種の問題についてやはりこれは平成七年に労務費といふか人件費、これは一〇〇%負担をしていくということで今進んでいます。これから防衛庁として検討していただかなきやいけない

悪いんですが、いろんな仕事ができるような能力

ましいわゆる多能工と言つたらちよつと言葉は

米関係、日米安保条約そのものも重要視をしてお

ればおるほど、そういう点はきちんと私はこれか

なのがなぞということを率直に言つて私は少し疑問

に思つていることをまず申し上げておきたいと思

います。

それで、これは今部長の方からも指摘がございましたし、時間も余りないようありますから答

弁は要りませんけれども、防衛庁としてもこの種

の問題についてやはりこれは平成七年に労務費と

いうか人件費、これは一〇〇%負担をしていくと

いうことで今進んでいます。これか

ら防衛庁として検討していただかなきやいけない

悪いんですが、いろんな仕事ができるような能力

ましいわゆる多能工と言つたらちよつと言葉は

米関係、日米安保条約そのものも重要視をしてお

ればおるほど、そういう点はきちんと私はこれか

なのがなぞということを率直に言つて私は少し疑問

に思つていることをまず申し上げておきたいと思

います。

それで、これは今部長の方からも指摘がございましたし、時間も余りないようありますから答

弁は要りませんけれども、防衛庁としてもこの種

の問題についてやはりこれは平成七年に労務費と

いうか人件費、これは一〇〇%負担をしていくと

いうことで今進んでいます。これか

ら防衛庁として検討していただかなきやいけない

悪いんですが、いろんな仕事ができるような能力

ましいわゆる多能工と言つたらちよつと言葉は

米関係、日米安保条約そのものも重要視をしてお

ればおるほど、そういう点はきちんと私はこれか

なのがなぞということを率直に言つて私は少し疑問

に思つていることをまず申し上げておきたいと思

います。

それで、これは今部長の方からも指摘がございましたし、時間も余りないようありますから答

弁は要りませんけれども、防衛庁としてもこの種

の問題についてやはりこれは平成七年に労務費と

いうか人件費、これは一〇〇%負担をしていくと

いうことで今進んでいます。これか

ら防衛庁として検討していただかなきやいけない

悪いんですが、いろんな仕事ができるような能力

ましいわゆる多能工と言つたらちよつと言葉は

米関係、日米安保条約そのものも重要視をしてお

ればおるほど、そういう点はきちんと私はこれか

なのがなぞということを率直に言つて私は少し疑問

に思つていることをまず申し上げておきたいと思

います。

それで、これは今部長の方からも指摘がございましたし、時間も余りないようありますから答

弁は要りませんけれども、防衛庁としてもこの種

の問題についてやはりこれは平成七年に労務費と

いうか人件費、これは一〇〇%負担をしていくと

いうことで今進んでいます。これか

ら防衛庁として検討していただかなきやいけない

悪いんですが、いろんな仕事ができるような能力

ましいわゆる多能工と言つたらちよつと言葉は悪いんですが、いろんな仕事ができるような能力開発をやっていく。日本の企業の従業員教育といふのは企業内教育が中心でありまして、学校教育というよりも技能的に見るなら企業内教育を中心に行つてやっているわけありますから、そういう観点で例えばそういうふうな駐留軍に働くている人々が言われるよう働くことの喜びを感じて仕事につけるような、そういう条件をつくり上げていく

ながらも、難しい問題がたくさんあるかと思つて、今後の課題としてお受け取りさせていただきたい、こう思つております。

○足立良平君 それでは、別の質問項目で、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に関する一点だけお聞きをしておきたいと思

います。

○政府委員(荻野貴一君) 前段の部分をちょっとお答えしたいと思います。

これは、労働省にお聞きをいたいと思うんです。これは、労働省にお聞きをいたいと思うんです。これは既に昨年の十月でしたでしょうか、労働省の方で特定不況業種雇用安定法を適用していただいておりました、そしてこれは平成五年十月まで一応その期間となさるわけであります。これはいわゆるべつこう産業の関係なんですね。これは既に昨年の十月でしたでありますから、これを一応捕獲禁止としますか輸入禁止ということですねにしているんです。これは、特に一番中心は長崎県だろうと思いますが、今までべつこう産業の場合には在庫がありましたから比較的まだうまくいけた問題は、在庫がそろそろ切れかけてきて、しかもそれが輸入禁止になつてきているということで、これからが実は大変になつてくるという状況だらうと思うんです。

○足立良平君 それでは、まず、外務省にお伺いいたしま

す。

日本は、米軍との地位協定によつて安保条約上は義務のない駐留経費、いわゆる思いやり予算を負担してやつています。今年度も昨年比一五・三%増、米兵一人当たり一千四百万です。そこで申上げておきたいと、このように思います。もしも答弁は要りませんけれども、そのことを私は申し上げておきたいと、このように思います。もしも答弁は要りませんけれども、そのことを私は申し上げておきたいと、このように思います。もしも答弁は要りませんけれども、そのことを私は申し上げておきたいと、このように思います。もしも答弁は要りませんけれども、そのことを私は申し上げておきたいと、このように思います。

○政府委員(荻野貴一君) 前段の部分をちょっとお答えしたいと思います。

これは、労働省にお聞きをいたいと思うんです。これは既に昨年の十月でしたでありますから、これを一応捕獲禁止としますか輸入禁止とすることですねにしている

ます。これは、労働省にお聞きをいたいと思うんです。これは既に昨年の十月でしたでありますから、これを一応捕獲禁止としますか輸入禁止とすることですねにしている

だから、防衛庁問題で今質問を受けると、私が答弁に立たなきやいかぬのかなと本能的に頭が動くんですが、今足立委員のおっしゃつておられる

ことにつきました、後段についてはなかなか難しい。私自身お聞きをしていて、労働大臣として、もうおっしゃることはよく理解できるんです。ただし

ながらも、難しい問題がたくさんあるかと思つて、今後の課題としてお受け取りさせていただきたい、こう思つております。

○足立良平君 それでは、別の質問項目で、国際

協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に関する一点だけお聞きをしておきたいと思

います。

○政府委員(荻野貴一君) 前段の部分をちょっとお

答えたいと思います。

日本は、米軍との地位協定によつて安保条約上は義務のない駐留経費、いわゆる思いやり予算を負担してやつています。今年度も昨年比一五・三%増、米兵一人当たり一千四百万です。そこで申上げたいたいと思いますが、我が国が負担する

ことになります。これからいろいろな関係業界からお話をあろうかというふうに思いましたので、十分関係者の御意見を伺つた上で適切な対応をしてまいりたい、このように考えております。

○足立良平君 終わります。

○吉川春子君 まず、外務省にお伺いいたしま

す。

日本は、米軍との地位協定によつて安保条約上

は義務のない駐留経費、いわゆる思いやり予算を負担してやつています。今年度も昨年比一五・三%増、米兵一人当たり一千四百万です。そこで申上げたいたいと思いますが、我が国が負担する

ことになります。これからいろいろな関係業界からお話をあろうかというふうに思いましたので、十分関係者の御意見を伺つた上で適切な対応をしてまいりたい、このように考えております。

○説明員(原田親仁君) まず、平成五年度について申し上げたいたいと思いますが、我が国が負担する

在日米軍駐留経費は五千六百十一億でございます。

○説明員(原田親仁君) まず、平成五年度について申し上げたいたいと思いますが、我が国が負担する

在日米軍駐留経費は五千六百十一億でございます。

○説明員(原田親仁君) まず、平成五年度について申し上げたいたいと思いますが、我が国が負担する

在日米軍駐留経費は五千六百十一億でございます。

○説明員(原田親仁君) まず、平成五年度について申し上げたいたいと思いますが、我が国が負担する

在日米軍駐留経費は五千六百十一億でございます。

○説明員(原田親仁君) まず、平成五年度について申し上げたいたいと思いますが、我が国が負担する

在日米軍駐留絏費は五千六百十一億でございます。

○政府委員(齋藤邦彦君) 先生御指摘のように、べつこう製品製造業の特定不況業種法に基づきまして、指定でございますが、平成五年十月三日までとあります。これからいろいろな関係業界からお話をあろうかというふうに思いましたので、十分関係者の御意見を伺つた上で適切な対応をしてまいりたい、このように考えております。

○足立良平君 それでは、別の質問項目で、国際

協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に関する一点だけお聞きをしておきたいと思

います。

○政府委員(荻野貴一君) 前段の部分をちょっとお

答えたいと思います。

日本は、米軍との地位協定によつて安保条約上

は義務のない駐留経費、いわゆる思いやり予算を負担してやつています。今年度も昨年比一五・三%増、米兵一人当たり一千四百万です。そこで申上げたいたいと思いますが、我が国が負担する

ことになります。これからいろいろな関係業界からお話をあろうかというふうに思いましたので、十分関係者の御意見を伺つた上で適切な対応をしてまいりたい、このように考えております。

○説明員(原田親仁君) まず、平成五年度について申し上げたいたいと思いますが、我が国が負担する

在日米軍駐留絏費は五千六百十一億でございます。

○吉川春子君 九一年度に特別協定を結んで、米軍基地に働く日本人労働者の基本給、諸手当、光熱水費が一〇〇%日本が持てるようになりましたね。それで、その最終年の九五年度には、米軍人軍属の給料を除くと米軍経費の何%を日本は負担するということになるんですか。

○吉川春子君　いや、言えるので言ってください。

○説明員(原田親仁君)　先ほど申しました平成三十
年度について申しますれば、米側負担額が約三十
億円……

○吉川春子君　内訳ですよ、内訳。米軍駐留経費

ますか、読んでください。
○政府委員(熱野貴一君) これは基本労務契約の
第一章B節でござりますけれども、これによりま
すと、B側、これは日本側でござりますけれど
も、

いて三人との面接の結果の報告を行うことになりますね。防衛施設庁、これはどこでこういうことをやっているんですか。

○説明員(原田親仁君) お答え申し上げます。

○説明員(原田親一君)　米側の駐留経費の負担額の内訳をまず言つてもらつて、その金額です、費目を。

又は常用従業員として採用する旨の通知を受領した場合には、この応募者が第九章に定める基準に該当するか否かを決定するために照合調査

○吉川春子君 そういう交友好關係を徹底的に洗つて警察から報告を受けて米軍に報告するというところやつた事例はございません。

月三十一日でございますが、先生おっしゃいまして
たように在日米軍駐留経費特別協定は、我が国の
在日米軍従業員の基本給及び光熱水料等に関する
経費の全部または一部を有効期間五年間とする特
別協定の締結をもつて負担することとしたもので
ございますが、政府としてはこの間段階的に負担
の増大を図って、平成七年度末には全額負担する
方針を立てているということでござります。

の項目別の内訳ということでござりますれば、九年
一年米会計年度をとりますれば、アメリカ側の負
担額は先ほど申し上げましたように約三十九億ド
ルですが、その内訳は軍人軍属等関係人件費約二
十三億ドル、運用維持費約十億ドルでございま
す。

を行なうものとする。B側は、その照合の結果の報告書に、警察厅の犯罪記録の照合の写し、その応募者の本籍地及び現住所を管轄する都道府県警察の犯罪記録の照合の写し並びにA側が特に要求する場合には、その応募者自身の紹介によらない者で、過去二年におけるその応募者の行動及び交友関係について具体的に知つているもの少なくとも二人を含む身近な参考人少なず二三人の面接の結果の報告を添えて、A

○説明員(石橋純一君) お答えいたします。
国家公務員法第二十七条の平等取扱の原則は、
重く、言を等しくより裁判してはならない旨を定
めています。
人事院にお伺いいたします。

七年度における負担割合でございますが、先ほど先生に申し上げましたようにいろいろ在日米軍駐留経費の総額の推移あるいは為替レートの変動等によりまして推定するのは非常に難しい面はございますが、仮に平成七年度の在日米軍駐留経費のおよその総額及び為替レートが平成三年度のそれぞれの数字と同様であると仮定して単純に機械的に計算をすれば、平成七年度におきましては約

○吉川春子 悉く承知いたしました。ただ、数値はそう
いうことを前提にして質問いたします。
施設庁に伺います。政府は、米軍の要請によつ
て基地従業員を雇用しますけれども、労働関係、
雇用労働条件など労働者保護について条約上、協
議はございませんが、一千五百万ドル以下と
いいます。

○吉川春子君 そうしますと、米軍から採用する旨の通知を受領した労働者については、すべて犯罪記録の照合の写し等を添付しているわけです。側に添付するものとする。
○政府委員(萩野寅一君) 今読みましたとおり、採用する旨の通知を受領した場合には、県でですね。

めでております。これを受けまして、人事院規則八一二、職員の任免、第二条におきましても、平等取り扱いの原則に違反して採用を含む職員の任免を行つてはならないとされているところでございます。

したがいまして、国家公務員の採用に当たりましては、信条等による差別は国家公務員法及び人

五割を日本側が負担するということとございま
す。ただし、念のために申し上げますと、日本政
府は将来の具体的負担割合をこれによって定めた
ということではありませんで、また負担割合につ
いてアメリカと約束を取り交わしたということも
ございません。

○吉川春子君 数値については私納得できないん
ですけれども、きょうは労働委員会ですのでそれ

五項で説明、説明というか簡単に言つてください。

○政府委員(萩野貴一君) まず、地位協定から御説明いたしますと、地位協定十二条五項によれば、「賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法

○吉川春子君 その年間の件数は幾つですか。
○政府委員(荻野貴一君) 約二千件弱でござります。
雇等の労務管理事務は各都道府県に機関委任しております。その従業員の採用時の今言いましたような警察に対する照合も、これは県を通じてやっているわけでござります。

○吉川春子君 さらに、その国家公務員の採用試験において、試験官は受験者の信条、支持政党、尊敬する人物等、また本籍地等、こういうものを質問してはならない、こういうところまで配慮しているわけですねけれども、これもやはり憲法とか国家公務員法によるわけですね。

はちょっとあれしますが、在日米軍経費の内訳と
それぞれの額、日本の負担率はわかりますか。こ
れ、短く言つてくれますか、いろんな前提をつけ
ずにぱつと。

令で定めるところによらなければならない。」、こういうふうになつております。

○吉川春子君 每年二千件ぐらいの犯罪記録の写しをつけて米軍に報告していると、こういう答弁です。

それから、「この資料でお示しした「b 報告」の後半は、米軍が特に要求する場合には、過去二年間におけるその応募者の行動及び交友関係につ

○説明員(石橋純一君) 先生今御指摘のように、私どもの採用試験におきます人物試験では、受験者の信条、支持する政党、尊敬する人物あるいは家庭の資産、住居状況、受験者の出生の状況、嫡出とか非嫡出の別その他については質問をしないということになつております。これは、人物試験

の公正な実施を図るために、受験者の人物評価

○説明員(森義君) 犯罪捜査の目的で使用される場合等で、私ども警察の規則に適合するものには、

りませんので、また国家公務員法の二十七条の趣旨も踏まえて、そのような取り扱いにしていくと

○吉川春子君 その国公法三十八条は欠格条項の
ところでござります。

規定がありますけれども、政府の採用する労働者について犯罪記録の照合等を行ったことがあります

○説明員(石橋純一君)　國家公務員法の三十三

条、これは任免の根本基準を定めたものでござりますけれども、「すべて職員の任用は、この法律

及び人事院規則の定めるところにより、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づ

勤務成績をもとにして行っておりますので、今お

尋ねのようなことは私どもの方では行っておりません。

○吉川春子君 警察厅にお伺いします。

○説明員(森喬君) 駐留米軍の職員採用につきま
歴の提供をしておるわけですね。

しては、この事務を機関委任されました都道府県から犯罪経歴等の有無に関する関係警察本部に對する黒きも「ございません」、必要な事項と回答

する照会がございまして、必要な事項を回答しております。

吉川春子君 おんしまさと 一審最辺の妻で、全部の県じやなくともいいですけれども、沖縄二か神奈川で間違合ひせがあつた場合、河井ぐ

（説明員）先ほど施設室の方から平成四
年とがれ寮で問い合わせがあり、た場合、何様の
らい回答しているんですか。

年約二千件弱ということございましたが、私どもの数字ではおおよそのものしかつかんでおりません。

ませんが、四年中の一年間、神奈川県が約七百、
沖縄県が約五百五十件であります。

○吉川春子君 例えば、ほかの省庁から問い合わせがあつたり、民間の企業から問い合わせがあつたり、

たりした場合は、警察庁はやはり犯罪歴の提供な

令を尊重しなきゃならない、そして労働者の労働条件とかさまざまな労働者の保護というものは日本の法令を守る、こういうふうになつてゐるわけ

もう二つ伺います。警察が提供しております犯罪歴は、古いものは別にして電子計算処理に係る個人情報として保管されていますね。これは比較的最近法律ができたのですけれども、この法律によっては、警察の保有する電子計算処理に係る個人情報の取り扱いに関する規則がつくられましたね。犯罪歴なんというのはみんなコンピューター処理でしよう。その八条ではどういうふうにしなきやならないといふふうに書かれているんで

持する必要がござります。したがいまして、魔武的な規律を維持するというような観点から、犯罪懲罰の有無などを調べまして採用の資料にするということはまた必要なことであるうと思ひます。

○吉川春子君　じゃ、あなたは当然こういうことを憲法も日本の国内法も許している、だから地位協定の日本国との法令で定めるところによらなければならぬということに反しないということですから、憲法も法律もこういうことを許している

○説明員(森薦君) そのとおりでございます。

○吉川春子君 その提供しておられる犯罪歴といふものは、どういうものですか。具体的に言つていただきたいと思います。

○説明員(森薦君) 犯罪経歴の有無等について回答しておるわけですが、私ども警察の保有する犯罪経歴の具体的な内容については、犯罪捜査に関する事項でござりますので、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○吉川春子君 そうですかと納得するわけでは御りません。

警備青報も是共していふんではありますか。

警察廳に重ねて伺いますけれども、警察の責務は第一條で書いてありますね。その条文を読んでくれませんか。

○説明員（森喬君） 警察法第一項、二項がござりますが、一項「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当つことをもつてその責務とすらる。」二項「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に當つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、

侵害することなく、かつ、警察の任務の遂行に支障を生ずることがないと認めるときは、この限りでない。」これが一項になつてござります。
○吉川春子君 つまり、当該処理情報に係る本人または第三者の権利を不当に侵害するということはあってはならないわけですね。そういうふうにならない場合だけに限つて利用するということになつてゐるわけで、まさに当該本人の利益を損なうよう犯罪歴の提供なんというのはほとんどないことで、警察としてはこういうことをおやりになるべきぢやないんです。しかし同時に、警察にこういうことをやらせて いる防衛施設庁の方が

卷之三

○説明(株式会社)

第二号の八条に

右) 御指摘の国家公安委員会規則は、「逓理情報は、法津の規定こ

と、こういうふうにお考えですか。施設庁どうで

すか。

○政府委員(萩野貴一君) 地位協定十二条六項がございまして、軍隊にとつて軍紀の維持というの是非常に重要なものでございますものですから、地位協定十二条六項と合意議事録の十二条六項のところを見ますと、軍紀の維持の擾乱を含む安全上の理由による解雇につきましては、裁判所の復職の決定があつたとしても米側は復職させないことができるというような定めがあるわけです。そういうふうに米軍の軍紀の維持ということについては、法律も特別の扱いをしているということになります。

○吉川春子君 今あなたは解雇のことを言われましたけれども、解雇じゃないんですよ。解雇も問題がありますけれども、解雇はさておくとしても、採用のときに、そしてそういう軍紀を侵したとかなんとかということじやないんですよ。そうではなくて、すべての労働者について犯歴をつけたりアメリカに報告している。しかも、あなたが今引用した保安解雇のところですか、ここにも破壊団体または会の構成メンバーだけでそういう理由になるわけです。だから、軍紀を侵したとかなんとかという以前に、すべての労働者について犯歴をつけて米軍に報告している。こういうことが憲法上許されると思うんですか。解雇じゃなくて採用の最初の段階について答えてください。

○政府委員(萩野貴一君) 従業員はあくまでも米軍に勤務する者でございます。ですから、米軍の軍紀を維持するという必要性があつて、その必要性を満たすためにやはり従業員の犯歴とか、それからそのほかいろいろ経歴とか職歴とか学歴とかございますけれども、そういうものの全体を見て採用のときの判断材料にするということは、私はおかしくないと思います。

○吉川春子君 施設庁のやつている行為は憲法に合致する行為だとお考えですか。

○政府委員(萩野貴一君) 違反しているとは思つております。

○吉川春子君 とんでもない答弁ですね。やっぱ

りこれはもう憲法も認めない、法律も認めない、

そして国家が労働者を採用するとき、さつき人事院が言いましたけれども、そういう原則とは全く違つたものなんですよ。

そして、さつき外務省が言いましたけれども、

九六年までには一〇〇%日本が基本給から諸手当からみんな持つんですよ。百歩譲って、今までアメリカが給料を払っていた、アメリカの管理監督権が強かつた、こういうことがもし仮に言えたとしても、一〇〇%給料を払っていく、しかも日本人の労働者が憲法やら国家公務員法やらのほかの法令で認められないような、そういう犯罪歴その他の、しかも犯罪歴だけじゃないんですよ。米軍が言つているのは。さつきも言いましたけれども、「応募者自身の紹介によらない者で、過去二年におけるその応募者の行動及び交友関係について具体的に知つてゐるもの少なくとも一人を含むことが多いりますか。そんなことをいいと思つてやつてはいるとは思えないんです。

先ほど

「施設庁のこのういうような文章は削除する、そういうことを私は要求したいと思ひます。施設庁と労働大臣と両方に答弁いただきたいと思います。

○政府委員(萩野貴一君) まず雇用主である私の方から先に答弁させていただきたいと思いま

す。

○政府委員(萩野貴一君) まず雇用主である私が協議の対象、要するに日米間の改善の協議の対象にすべきではないかという点でございますけれども、幾ら労務費を負担したからといって職場の性格は変わるものではございません。職場の性格上、先ほど申し上げましたような犯罪歴の調査も必要でございますので、これを協議の対象にするつもりはございません。

それからもう一つ、死文化しているのでその規定を削つたらどうかという点でございますけれども、現在基本労務契約に規定されているすべての調査を行つてゐるわけではありませんけれども、この規定は米軍の秩序維持のために必要なものであるので、今行つていないからといって将来にわたくて不要となるものではありませんので、改正するつもりはございません。

○国務大臣(村上正邦君) 労働大臣としてどうだ

ということですが、一般論とすれば、採用、選考に当たつては本人の適性、能力に基づく公正な採用、選考を行うことが望まれるものであります。

○政府委員(齊藤邦彦君) 駐留軍関係離職者等臨時措置法の問題でございますが、この法律の趣旨

者であつても日本の労働者として労働法規その他で保護されなければならないという立場を労働省はとつてゐるわけですね。労働省といふのはまさしく労働者を保護する行政機関であるわけですから、やはり法令に違反し憲法にも違反すると私は思つてはならないと思うんです。お金も一〇〇%負担するようになつた、この時期に労働大臣のイニシアチブでこういう問題を米側にも提起して、報告のこのういう文章は削除する、そういうことを私は要求したいと思ひます。施設庁と労働大臣と両方に答弁いただきたいと思います。

○吉川春子君 終わります。

○菅野良子君 一般論といたしまして、人格のある人という間に端的に答えるならば、非常に先見性に富んだ人あるいはその先見性を現実にマッチさせて一つの哲学を持つた人とでも言えるで

しょうか。国際関係あるいは国家でもまさに私はそうだというふうに思います。日本の國を将来に向けた先見性を的確にとえながら現実問題を把握していかなければいけないというのは、これは

言をまたないというふうに思います。

そこで、大臣に御質問したいんですけれども、先ほど大臣は防衛問題に関しては参議院では右に述べた通りです。私は、いい政府というのは行政が煩雜じやなく、わざわざして小さな政府で大きな効果を上げるということなわけですから、その立法におけるプロセスもそういう問題を含んでなければいけないというふうに常々思つております。

そこで、私がこの法律をいただきましたとき

に、よく見ますと、昭和三十三年五月に成立いたしました五年ごとにもう六回にわたつて延々と継続統治ということになつております。私は、この法律そのものは決して悪いとは言つていいんですけど、三十五年間にわたつて同じことを臨

しまして、私は、いい政府というのは行政が煩雜じやなく、わざわざして小さな政府で大きな効果を上げるということなわけですから、その立法におけるプロセスもそういう問題を含んでなければいけないというふうに常々思つております。

そこで、私がこの法律を

い、こう思つております。

といたしますところは、いろいろな国際関係の変動等の影響を受けて駐留軍関係離職者というものが発生をしてくる、その発生してこられる離職者が方についての再就職の促進についての特別な対策を講じよう、こういう趣旨の法律でござります。

先生おっしゃられましたように、確かに法律の安定性ですとかあるいはわかりやすい、こういう御趣旨からいえば恒久的な法律というのも考えられないわけではないとは思います。ただ、いかんせん国際関係の変動等によって左右されるべき部門が非常に大きいということから、恒久的な法律ではなくて臨時的な法律というふうに組み立てられておるわけございます。その趣旨は、やはり五年ごとにその法律自身が必要性があるかどうかということを改めて判断すると同時に、あわせてその内容もその時点その時点に応じて適切なものであるかどうかということを判断することが必要になつてくるだろう、こういう趣旨だらうといふに思うわけでございます。

ですから、法律の必要性そのものと法律の内容が適正かどうかということと、その二面についてその場その場において判断することが必要になつてくるのだ、こういうような性格の法律だらうといふに思うわけでございまして、そういうふうに思つておるわけですが、この法律の趣旨だといふうに思つております。

○國務大臣(村上正邦君) 先ほども足立議員との話の中にありましたように、五年先を想定してとすることになりますと、これは特に日本、なんかいうことになりますと、これがどんどん国際的に規制が厳しくなつてくるわけですから、五年後に必要がなくなるというのではなくて、見直しが防衛それから軍事、こうなりますとなかなかこれは想定しにくいことでございます。しかし、私は先ほど決して参議院で防衛問題で私の右に出る者はいないと言つて胸を張つたわけじゃなくして、経験として防衛政務次官、基地対策特別委員長をやつたのは参議院は私一人だ、貴重な人材であると申し上げたので、その点誤解のないよう

にひとつ御解釈を賜つておきたい、こう思ひます。

今局長が言いましたように、五年後においてその状況の中で見直す。特に、笹野委員の場合は憲法学者でいらっしゃるわけでございまして、法律関係におきましては浅学なこの大臣よりも非常に学識のおありになる委員でいらっしゃいますので、私よりも十分おわかりになつて御質問なさつておられることだと思いますので、ここらあたりでひとつ。

○ 笹野貞子君 このごろ襲め殺しという言葉もありますのであれですかれども、つまり、私が言いたいのは、先ほどもわかりやすい法律、そして法の安定性とかもちろんのことを考えますと別に五年と切る必要はないんで、何か国際的な問題が起きたとき、あるいはその法を変えなければならぬときに考えたらいんでも、わざわざ五年間を切つてまたまた臨時措置法といふそういうやり方というのはちょっとおかしいんじゃないかというふうに指摘をしたい私は、この基地といふのは今の状況から見てもなくなるというふうには思えません。そういう意味では、安定性を保つために恒久法にすることには何ら障害はないんじゃないかというふうに思つておるだけです。

また、同じように国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、これももつと短くするといふと思うんです。この法律に至りましたことは、これからどんどん国際的にはありますと、これが特に日本、なんかいうことになりますと、これがどんどん国際的に規制が厳しくなつてくるわけですから、五年後に必要がなくなるというのではなくて、見直しが防衛それから軍事、こうなりますとなかなかこれは想定しにくいことでございます。しかし、五年後という、そういう考え方をやっぱりこれからきちっと改めるべきではないかというふうに思います。同じ質問になりますけれども、いかがなものですしあう。

八そう、一そうと、合わせて六百四そうちの減船があると申し上げたので、その点誤解のないよう

ても事情は似たようなところがございまして、要は国際協定の締結に伴いまして発生する離職者について特別な対応策を考えようということござります。

これからどういう国際協定が結ばれるかといふことはあらかじめわかつておらないわけでございまして、そういう意味で恒久法の対象として法律をつくり上げるということにはやや無理があることはなからうかというふうに思うわけでございまして、そういう意味で臨時的な措置法というものが必要になつてくる。

そうなりますと、次に五年という期間はどうして決められたのか、こういう議論になつてくるだろうというふうに思います。特に、五年という期間に意味があるというわけでもないというふうに思いますが、一応の法的な安定性というふうなことを考えますとやはり五年ぐらいの先を見通した上でこういう対策がふさわしいのではないか、これが、一応予見できる範囲内ではなからうか、こういうことで五年という期間を定めた次第でございます。

そういう意味で、恒久的な措置なり一般的な法律の中に組み込むというのも一つの立法形式としてはあり得るかとも思いますが、従来等のいきさつ、先ほど申し上げましたような事由によりまして臨時措置法で措置をしている、こういうことでござります。

○ 説明員(城知晴君) お答えいたします。

ただいまの御指摘の北洋はえ繩漁業につきましては、従来米国水域を対象にいたしておりますが、昭和六十三年から米国の割り当てがゼロになりますて、米国水域での操業はできなくなつたわけであります。また、母船式サケ・マス漁業については、いわゆる母船国主義、遡河性魚種に對します母船国主義の定着の中におきまして、平成元年度から従来の形態での操業が不可能になります。ただ、これら両漁業につきましては、北洋はえ繩・刺し網漁業につきましては、昭和六十三年度からロシア水域への入漁が認められておりまして、現在ロシア水域で当時の約半分程度の漁船が北洋はえ繩・刺し網漁業を実施しております。統

されているのが現状です。特に、母船式のサケ・マス漁業、北洋はえ繩・刺し網漁業などというものは全面の禁漁になつておるわけです。先ほども水質資源というのはまだその資源がもとへ戻る可能性がある、そのときには復活する可能性もあると指摘の技術の伝承という意味におきましては必ずしも大きな問題になつておらないわけでござります。また、今後の問題といたしましては、そのよ

うな技術の伝承を考えなきゃいけないか、そういう事

した場合、そのすべての遺族に遺族(補償)年金を支給すること。

第一三一九号 平成五年四月八日受理

労災病院の全府県設置に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六ノ一一

佐々木清美

紹介議員 岩崎 純三君

現在の労災病院設置箇所は、地理的に見て、工業地帯又はかつての石炭産業などの産業都市等に集中しているが、現在は交通事故による「通勤途上災害」等により災害の発生場所は分散化している。また、被災者は被災後、被災現場付近ではなく、本人や家族が生活してきた場所で生活しており、むしろ産業都市でない場所で生活している。このため現在、被災者が療養、治療及び定期報告のために、遠距離を長時間かけて労災病院まで通院しなければならないという負担がかかっている。脊(せき)髓損傷者や他の被災者にとって、十分な治療、訓練を受けられる労災病院を生活の場の近くに設置することが必要である。ついては、労災病院が設置されていない府県に労災病院を設置することを求め、次の事項について実現を図られたい。

一、労災病院を全府県に設置すること。

第一三二〇号 平成五年四月八日受理

労災補償保険法の後退の阻止に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六ノ一一

紹介議員 岩崎 純三君

ここ数年来、労働省は被災者団体との交渉の席上、「労災補償保険法の一級と二級の障害補償給付の中に介護料が含まれている」と突然に解釈を変更して説明しているが、労災補償保険法中の条文には、そのような内容の記述はない。本来、障害補償給付は、「障害認定基準」の中に明記されているとおり、被災者の稼得能力の喪失でん補として支給するものである。常識的に考へても「一

級と三級の障害者が同じ稼得能力の喪失度」ということはあり得ない。したがって、労働省の誤った法解釈を即時中止するよう求める。については、

次の事項について実現を図られたい。

- 1、労災補償保険法の一級と二級の障害補償給付の中に介護料が含まれている等、労働省が条文の趣旨に反する解釈や法改正をしないようにすること。